

香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第2号

香川県立五色台少年自然センター規則の一部を改正する規則

香川県立五色台少年自然センター規則（平成19年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

### 第1

改正後	改正前
<p><u>第3条 削除</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(7) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次長は、上司の命を受けて、少年自然センターの事務を処理し、所長を補佐する。</p> <p><u>3～5 略</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 少年自然センターの休業日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。</p>	<p><u>(五色台少年自然センター自然科学館の分掌事務)</u></p> <p><u>第3条 五色台少年自然センター自然科学館（以下「自然科学館」という。）は、次の事務を処理する。</u></p> <p><u>(1) 前条第4号から第8号までに掲げる業務を実施すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、所長が自然科学館に処理させることが適当と認めた事務</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 少年自然センターに、次の職員を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 分館長</u></p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次長は、上司の命を受けて、少年自然センターの事務<u>（自然科学館に係るものを除く。）</u>を処理し、所長を補佐する。</p> <p><u>3 分館長は、上司の命を受けて、自然科学館の事務を処理し、所長を補佐する。</u></p> <p><u>4～6 略</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第6条 少年自然センター<u>（自然科学館を除く。）</u>の休業日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。</p> <p><u>2 自然科学館の休業日は、次のとおりとする。</u></p>

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日設けることができる。

別表（第10条関係）

区	分	単	位	金	額
研修室使用料					
大研修室		9時から17時までの間			750円
		1時間当たり			
		17時から21時までの間			1,000円
		1時間当たり			
略					
略					
冷房使用料					
大研修室		1時間当たり			600円
第1研修室		略			
略					
暖房使用料					
大研修室		1時間当たり			560円
第1研修室		略			
略					

備考  
略

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 所長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日設けることができる。

別表（第10条関係）

区	分	単	位	金	額
研修室使用料					
大研修室		9時から17時までの間			570円
		1時間当たり			
		17時から21時までの間			760円
		1時間当たり			
略					
略					
冷房使用料					
第1研修室		略			
略					
暖房使用料					
第1研修室		略			
略					

備考  
略

第2

改正後					改正前						
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）						
区	分	単	位	金	額	区	分	単	位	金	額
研修室使用料						研修室使用料					
大研修室		9時から17時までの間			760円	大研修室		9時から17時までの間			750円
		1時間当たり						1時間当たり			

	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,010円</u>
略		
宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>930円</u>
略		
小学校児童以下 宿泊施設を研修に利用する場合の使用料	1人につき1泊 略 8時間を超える場合は、1室につき <u>1,170円</u> とする。	<u>340円</u>
ホール使用料	略 17時から21時までの間 1室につき1時間当たり	<u>580円</u>
附属施設及び設備の使用料		
略		
キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	<u>230円</u>
ホール附設炊事設備	一式につき1日	<u>930円</u>
冷房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>610円</u>
第1研修室	略	
略		
暖房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>570円</u>
第1研修室	略	
略		

備考  
略

	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,000円</u>
略		
宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>920円</u>
略		
小学校児童以下 宿泊施設を研修に利用する場合の使用料	1人につき1泊 略 8時間を超える場合は、1室につき <u>1,120円</u> とする。	<u>330円</u>
ホール使用料	略 17時から21時までの間 1室につき1時間当たり	<u>570円</u>
附属施設及び設備の使用料		
略		
キャンプ用炊事用具	一式につき食事1回	<u>220円</u>
ホール附設炊事設備	一式につき1日	<u>920円</u>
冷房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>600円</u>
第1研修室	略	
略		
暖房使用料		
大研修室	1時間当たり	<u>560円</u>
第1研修室	略	
略		

備考  
略

#### 附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和元年10月1日から施行する。